

そこもちょっと教えていただきたいです。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

そのニーズ調査はもちろん 38 世帯の方は全ての方にまず夏休み、長期休暇のときに来るのか来ないのか再度確認をし、結構 1 日 8 時間を超える開所になりますので人員体制を整える必要が出てきますので、もちろん 38 世帯全員にしまして、その中で休所するという方が結構多くてあきが出てきますと、今小松議員から御指摘がありました 18 時じゃなくて 16 時ということで申し込みをやめておったという方もおいでになる場合もあるかもしれませんので、そういったところを状況を判断した上で 38 以外のところへどのような方法で出すかというのは検討せないかん課題が残っておりますけども検討したいと考えております。

○尾原進一議長 2 番 小松進也議員。

○2 番（小松進也議員） ありがとうございます。その 38 世帯にニーズ調査をしてあきが出た場合に夏休み、春休み、冬休み等で枠内で受け入れれば児童を受けるとのことだと思うんですけど、受けた場合、継続して新たに夏休みだけ来たお子さんが継続して入りたいとなった場合はもう夏休みだけでそれ以降は入れないということだと思うんですが、そういった希望者がいるいないがわからない場面がありますので、ことしはもう期間的にとかいろいろ困難な場合もあると思いますけど、来年度は入所希望の申請を各御家庭に案内したときに長期休暇、夏休み、冬休みも 18 時までニーズがあれば対応できますという一言を入れていただいて配送していただければもっとよりよいサービス、子供と親の本当の支援になると思いますので、その辺はぜひ来年度は改善していただけるようお願いしたいと思います。

最後に、このすばらしい安芸市を子供、孫、そして永世に伝えるためにも笑顔で明るく元気な地方総合戦略の策定・実行、また南海地震対策、市役所移転、経済対策、子供子育て対策、人口減少、少子化・高齢化対策などまだまだ多くの課題はありますが、市長、執行部の皆様、市役所の皆様にさらなる御尽力をお願いいたしまして私の一般質問を終わりたいと思います。

御清聴ありがとうございました。

○尾原進一議長 以上で 2 番小松進也議員の一般質問は終結いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 14 分

再開 午後 2 時 20 分

○尾原進一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 一般質問を行います。安芸市の子ども・子育て支援について、学校給食についての 2 点をお伺いをいたします。

初めに、子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントについてお伺いをいたします。パブリックコメントが広報で知らされました。インターネットの情報では 1 月 16 日から 2 月 6 日まで

でだったと思います。2月の広報を受け取ったのは28日ごろ。広く市民の意見を問う適正な周知の期間だったかお伺いをいたします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

パブリックコメントにつきましては、1月の19日から2月の6日の間実施しております。募集の仕方といたしましては1月中旬に市内全保育所で開催をいたしました入所手続等の説明会でパブリックコメントを実施することをお知らせをしたほか、市の公式ホームページ、広報につきましては2月号にはなりましたが、そのほかにも福祉事務所の窓口や保育所に募集の掲示を行いました。適正な周知だったというふうには考えております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 保育所のほうでは全員と言えるところまで周知をしたとお考えのようですね。

次にそしたらお伺いをいたします。先ほども質問にありましたけれども、私のほうからも質問をいたします。第4回子ども・子育て会議では安芸市の子ども・子育て支援事業計画のパブリックコメントではどのような意見が寄せられましたか。またこれらの内容と意見についての子育て会議での討議はどうでしたでしょうか。先ほどおっしゃいましたけれども具体的にどういう御意見が寄せられたのかをお伺いしたいと思います。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

2番議員の御質問の答弁と重複はいたしますが、パブリックコメントで寄せられた意見と意見に対する市の考え方を安芸市子ども・子育て会議においてお示しし、検討をいただきました。文言の修正や追記につきましては意見のとおり事業計画を修正いたしました。その他の意見とそれに対する市の考え方につきましては、子ども・子育て会議では特に意見がございましたので事業計画の変更等はありませんでした。

パブリックコメントの内容ということですが、具体的にということですが、先ほど2番議員の御質問もありましたが保育時間を延ばしてもらいたいとか、安芸保育所と染井保育所を合併して染井保育所の移転予定地に同時に移転をしてほしいとかいうようなものがありました。そのほかにつきましては市のホームページのほうに記載をしておりますので、そちらのほうでござんいただけたらというふうに思っております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 保育時間の延長については働く保護者にとってはしてほしいと思うのは当然だと私も思います。そのことについて質問をしてるわけではないので次に移ります。

パブリックコメントには保育料の提示が見つかりませんでしたが、保育料についての市民からの意見はありませんでしたか。また会議に諮る必要はなかったのか、また審議をしたのかをお伺いをいたします。4月からの保育料が使用料に変わり1月広報には申請時のお知らせの中に利用

世帯の所得税の算定から市民税の算定を基準となりますということが記載をされていましたが、具体的にはどう変わるのか教えてください。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

まず、計画のほうに保育料の掲載ということですが、事業計画には保育料の掲載は義務づけられていません。掲載をいたしませんでした。1月に各保育所で開催いたしました入所手続の説明会の折に保育料の階層区分となるものが所得税から市民税に変更になるということ、そして年度途中になりますが市民税が6月に決定をされますので、その決定を受けて9月から保育料のほうに変更になるということを説明をいたしております。国が示している保育料のイメージをもとに説明をいたしております。

パブリックコメントの保育料の意見がなかったかということですが、保育料のことにつきましてちょっと自分も今チェックをしておりますが別段、保育料が上がるのではないかとというような御質問はありましたが、そういうようなところで中身についての御質問はなかったというふうに思っております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） そしたらその保育料についてお聞きをしますが、使用料ということになるそうですが、所得税から市民税に変わるということはどれくらいの方が変化があるか。今、所長おっしゃったように保護者の方は上がるのではないかと不安を持っています。そういう点ではどのように変わるのか、世帯によってそれはもちろん違うと思いますが、今のところは6月の市民税の決定があつてそれが決まったら9月から徴収をされるということですが、それまでは以前のもので計算をされて使用料を払うということながですかね。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 まず、どれくらいの方が影響があるかということですが、今までの保育料につきましては所得税が基本で所得税の計算をしております。ただ、所得税がかかっていない方につきましては前年度の市民税を参考に保育料を決定をしておりますので、どれくらいの割合かというのが今すぐにお答えはできませんので、また後刻その件につきましてはお答えをさせていただきます。

それと、先ほどの4月から8月までの間ということですが、先ほど議員のおっしゃったとおりその分につきましては26年度の市民税の額で決定をいたします。そして新たに9月から、27年度の市民税が決定をされますので、それをもとに計算をいたしまして9月から変更になるということで、今まででしたら4月から保育料が決まりましたが、来年からは9月から保育料のほうに変更になっていくというふうになります。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 保育料についてはまだちょっとわからないということですので、次に質問いたします。

今回、新年度保育所利用の面接の中で4月から安芸市の保育形態が大きく変わることによって多くの保護者が実感されてきたと思うのですが、新年度における利用申し込みの状況をお伺いをいたします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 今集計しておりますのは3月9日現在で公立保育所、民間保育所、小規模保育所を合わせた利用申込者は503名となっております。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 503名ということですが、通常とあまり変わらないと判断してよろしいでしょうか。お伺いします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 通常といいますか、子供の人数自体が減ってきておりますので、昨年の4月現在で保育の申し込みがたしか520人前後だというふうに記憶しておりますので、子供の減の分ぐらい減っているのかなというふうには考えております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 次に、保育時間についてお伺いをいたします。通常、8時間保育ですが、親の就労時間では11時間保育ということが加わりました。11時間保育とはどういうことか、またその児童数はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 まず、3月9日現在で11時間保育の認定をされる予定のお子様が372名、8時間保育の認定のお子様が131名というふうになっております。8時間と11時間の違いにつきましては、まず保護者の就労状態で区分されます。1カ月当たりの就労時間が48時間から120時間までの方が1日最大8時間まで、就労時間が120時間以上超える場合は1日最大11時間保育の認定というふうになります。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 11時間の保育という方が多いということですが、なかなか5時まで仕事をしているというところが見受けられると思います。

それでは就労時間の区分されるということですが、これまでの8時間保育と違って新しく加わったことが、就労時間についての違いというか新しく加わったものがあるかどうかお伺いします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 保育を必要とする新たな保育に入れる基準ですが、保育を必要とする新たな理由としまして就学、保護者の方が学校へ行かれるとか、職業訓練のためとか、虐待、DVのおそれがあることが追加となっております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 働くに当たっては学校へ行かれる方もおいでだと思います。それにまたDVの方とか、そういうのが加わったということですが、これまでもそしたらそういうこ

とはなかったがですかね。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 先ほどお答えした理由につきましては新たに加わったものでありますので、今回新しく。今まではこの記載はなかったということです。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 11 時間保育対象の児童が多い保育所の場合、保育士の働き方はどのようになりますでしょうか。現在 8 時間保育の働き方で、しかも超勤枠が限定され、それ以上働くことをどのように考えているのかお伺いをいたします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

保育所の開所時間につきましては 4 月からも変更はありませんので、新制度の開始による保育士の勤務形態の変更はないというふうに考えております。ただし、8 時間保育と言われましても現在も 8 時から居残り保育を含めて 17 時 30 分まで保育のほうは行っておりますので、あと川北と土居保育所につきましては 18 時までやっております。その開所時間は変わりはありません。

以上です。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 保育所によっては居残り保育もされていると、保育士に無理は行っていないというような考え方でいいでしょうか。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 先ほどもお答えいたしましたが、開所時間の変更はございませんので新しく制度になることによつての勤務体系は変わらないと、今までどおりの勤務体系というふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 保育時間のことについてもう 1 つお伺いをいたします。

8 時間保育の児童が百何名かおりましたわね。その方たちがもし居残り保育を希望した場合のことですが、保育料についてはどのようになるのでしょうか、お伺いします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 保育料につきましては、8 時間の認定の方につきましては超過した時間といいますか、現在まだ延長保育料と言いますがそこにつきましては精細には最終的に決定をしておりますが、時間単位での徴収ということでいきたいというふうに考えております。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 公立保育所につきましては以前からの保育の維持をしていただきたいと思います。

続いて、4 月から始まる C 型小規模保育園、たんぽぽの運営費はどのようになるのかお伺いをいたします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 お答えいたします。

今までは一定、利用者の子供の数等で補助金という形で市のほうから支出しておりました。この4月からは認可保育所になる予定で今現在進めておりますので、たんぽぽ保育所への公費支出につきましては公定価格と保育料の差額の入所児童数分を負担金としてたんぽぽ保育所のほうに財政支援をしていきます。保育料はたんぽぽ保育所が保護者から直接徴収をする予定をしておりますが、第3子以降のお子さんにつきましては安芸市単独の事業を実施し、保育料を軽減し保護者の負担のないようにしておりますので、この分につきましては補助金という形で支出をする予定をしております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） たんぽぽ保育所に対しては運営の部分ではよくなると考えていいのでしょうか。後でお答えください。

この4月からC型保育園のたんぽぽ保育所については本町の大坪家具店の1階で保育をすることになるようですが、保育士の資格は必要なしとなっていますが、必要な研修は修了できたのでしょうか。子ども・子育て会議から改善の声はあったのでしょうか、お伺いをいたします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 たんぽぽ保育所への負担金の支出の金額ということでしたが、今も子供の人数に応じての補助金ということにはなっておりますが、補助金の中の基礎の金額がありまして、一定の金額がそれは保障されております。4月からは子供の数掛けるの公定歩合の公定価格の金額ということにはなっておりますが、ちょっと試算をしましたら、ちょっと手元に資料はないですが、たしか5名以上ぐらいで今の補助金の金額を上回るようになっておったというふうに思います。

それと、職員の研修は済んだのかどうかということですが、昨年7月から1月にかけて3名の方が家庭的保育者の研修を受けられ、3名の方が家庭的保育補助者の研修を修了されております。家庭的保育者1名で3人まで、家庭的保育者1名プラスの家庭的保育補助者1名で5人まで子供を見れるということで保育はできるということになっております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） そしたら順調に研修も受けられて進んでいるということですね。

次に、ゼロ歳から2歳までの受け入れをしているところですが給食はどのようになるのでしょうか。近年アトピーやアレルギーの子供が多いと聞きます。小さい時期から対応すればアトピーやアレルギーの改善がされることもあります。アトピーやアレルギーだけでなく、質の向上のためには市としてもこれまで以上の対応が必要ではないでしょうか、お伺いをいたします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 保育所における給食につきましては、今までどおり自園方式ということで、たんぽぽ保育所内で調理をしてお子様に提供するようになっております。アトピーにつ

きましても今までも対応しておりましたということですので、アトピーに対しても一応保護者からの聞き取り等をいたしましてそれに対応していくというふうに聞いております。

あと、子ども・子育て制度の目的の1つに質の高い幼児期の教育と保育の提供というのがございます。保育所と幼稚園、小規模保育所の質の向上のため合同で研修などをするということを検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） たんぽぽ保育所は認可がこれまでされてなかったので自分たちで一生懸命家庭的保育を頑張ってきたところです。認可をされますとほかの保育園との交流ができるので大変質の向上につながっていくと思います。またよろしく願いをいたします。

次に、待機児童を打ち出した新制度ですが、都会と違って安芸市の場合はゼロ歳児の待機児が多いと聞いています。公立でのゼロ歳児を持つ保育所をふやす考えはないのですか。ふやすことを考えていないのならC型小規模保育園を実施するに当たって安芸市の役割についてどう考えているのかお伺いをいたします。

○尾原進一議長 福祉事務所長。

○山崎明仁福祉事務所長 国が示す基本指針に基づきまして安芸市が地域のニーズに応じた子ども・子育て支援事業計画を策定し、給付と事業を実施していきます。小規模保育事業につきましてもゼロ歳児の受け入れ、ニーズに基づいて安芸市が実施する事業でありますので、たんぽぽ保育所は安芸市が定めた基準に基づき認可確認する事業として公費の給付対象となるため安芸市の役割は重要であるというふうに考えております。小規模保育の実施によりましてゼロ歳児の途中入所の選択肢がふえるため安芸市にとって貴重な保育所であるというふうに認識しております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） たんぽぽ保育所を重要視していただいて本当にありがとうございます。頑張って保育をしていくことと思います。

次に、学童保育所についてお伺いをいたします。市長にお聞きをいたしますが、市長立候補の公約に各校区に学童保育、放課後児童健全事業の設置を挙げていたと思います。事業計画で平成29年に1カ所ふえるとあります。そして平成31年まで変化がありません。31年というと、横山市長第2期にまたがっての計画になります。このことに対する確認と市長の構想をお持ちならお答えをいただきたいと思います。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

各校区に学童保育所をとということに関しての確認、構想をとということかと思いますが。学童保育所の需要が年々高まる中で就労等をする保護者にとりましては重要な子育て支援であり、また保護者が安心して就労等できる環境づくりの上で大きな役割を果たしているものと認識しております。ただ、学童保育所の開所に際しましては、先ほど2番小松議員の御質問で御答弁もいたしま

したように、もろもろの条件が必要となってまいります。このようなことから学童保育所の設置が可能な地域につきましては学童保育所を開所に向けて取り組み、設置条件が整わない地域につきましては学童保育所にかわる子育て支援を図り、児童の安全な居場所の確保に向けて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 29 年に 1 カ所ふえるということは後でお答えください。

安芸学童保育所について伺いをいたします。事業計画で平成 27 年から 29 年度まで 3 年も現地のままであると思いますが、現在安芸学童は耐震のないままに地震があれば建物の崩壊で子供の命が危ぶまれます。土居学童で学童保育所設置では半年で可能になった力をこの安芸学童保育所にも見せてもらえないでしょうか。いわゆる学童保育所移転とか第一の小学校の空き教室を使うとかそういう対策ができないものか伺いをいたします。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

さきの御質問で答弁抜かっておりましたので、先に平成 29 年に 1 カ所ふえるということにつきましてお答えいたします。この 1 カ所というのは安芸学童保育所を分室と申しますか、もう 1 つ校内の空き教室に増設といいますか、設けるのをもってそれで 1 カ所ふえるという 1 になります。近年、安芸学童保育所につきましては定員を数名オーバーするという申し込み状況が続いておりましたので、そういったことからの増所といいますか、分室を設ける 1 でございます。

今回の質問にお答えいたします。

安芸学童保育所の耐震補強または建てかえという御質問でございますが、昨年 9 月議会でも御答弁いたしました施設スペース等の保育環境、津波浸水被害、小学校との連携等を勘案いたしまして小学校の余裕教室等の活用を検討しておりまして、平成 27 年度中には具体的な方針を決定したいと考えております。以上でございます。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 進めてほしいと思います。

次に、学童保育所の指導員について伺いをいたします。条例の中では学童保育所の指導員、支援員、補助とかありますけれども具体的な内容をお伺いをいたします。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

具体的な内容と申しますのは資格的な内容ということでございますでしょうか。この春から設備、運営に関する基準を定める条例が 4 月 1 日から施行されることになりまして、その中で定めております資格等につきましては、まず学童保育所ごとに今回からこれまで指導員と申しておりましたが、放課後児童支援員という名称になりますが、支援員を 2 名以上配置すると規定をまずしております。人数にかかわらず 1 学童には最低 2 名の支援員の配置が必要となってまいります。その放課後児童支援員の資格としましては、いろいろ 1 から 10 ぐらいまであるがですけども、重

立ったものを説明させていただきますと保育士の資格を有する者、社会福祉士の資格を有する者、高校または大学の入学を認められた者、文部大臣が認めた者であって2年以上児童福祉事業に従事した者、大学において一定の課程を修めて卒業した者等がございまして、この条件に加えまして都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないと規定しておりますが、実際この都道府県が行う研修というのは平成27年度に高知県が実施するものでありまして、この規定については附則で規定をし5年間の間はみなし規定が設けられてますので実際研修は受けてなくても今後研修を受けていけばこの資格に該当するというふうな規定になっております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番(安藝久美子議員) 学童保育所の支援員は3月末現在で勤務または登録されている方が市独自の研修があるとお聞きをしました。研修対象の学童保育所と研修職員の数を教えてください。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

3月末に研修がという御質問でしたが、当研修は安芸市の市民課ふれあい係主催の研修でございまして3月6日、9日に既にもう実施しておりまして、研修の議題は特別な支援を必要とする児童への支援体制についてという研修であります。当研修への参加につきましては安芸学童保育所から4名、土居から2名、川北から3名となっております。なお、当研修は安芸市独自の研修でありまして、先ほど申しました資格要件のための研修ではございません。以上でございます。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番(安藝久美子議員) 資格のための研修ではなかったということですね。わかりました。

新制度では支援員の研修の必要性をうたっています。安芸市の学童保育所の条例にも保育の資格を持っていても県の研修を受けなければならないと触れられていたと思います。指導員研修について今後の対応を伺います。安芸と土居と川北についてお伺いをしたいと思います。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 今後の指導員の研修ということで安芸、土居、川北それぞれということでございますが、それぞれの研修への体制というのはこれから具体を詰めていかないかんになりますので、ちょっと個別の御答弁はいたしかねますが、資格取得研修は先ほども申しましたように高知県が実施するものでありまして、年間4回、1回当たり100名、研修時間は24時間で6日間程度、高知市内で開催をすると同っております。市独自の研修としましては、これもさきに御答弁いたしました27年度につきましても特別な支援を要する児童への支援、これにつきまして研修を行い適宜参加をさせるように考えております。またその他、県が資格研修とは別に行う研修が年間5回ぐらいありますので、それぞれの学童保育所から計画的に研修に参加させていきたいと考えております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番(安藝久美子議員) 5年間のうちに研修を受けられるわけですけども計画的に指導員

になる資格を取るための研修を随時受けられるということがわかりました。

安芸学童保育所について、そしたらお伺いをいたします。平成 26 年度の指導員の中で一番長く勤めている方は現在何年になるでしょうか。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

一番長いのは 5 年目になっております。以上です。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番(安藝久美子議員) 次に、指導員の勤務時間をお聞きをいたします。指導員の継続性、安定性は学童保育の課題と聞いています。継続性と安定性についてどのような考えをお持ちでしょうか、お伺いをいたします。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

指導員の勤務時間につきましては平日は午後 2 時から午後 6 時まで 4 時間、土曜日や夏休みの長期休暇のときは午前と午後でシフトしておりますので、約、午前に来た者は 4 時間、午後の者も 4 時間といった形になります。指導員 1 人の 1 週間当たりの勤務時間は約 16 時間程度、年間では約 700 から 750 時間、このような状況になっております。

次に、継続性と安定性の課題とその改善策についてということですが、これは安芸市に限ったことでございませんが、身分的に臨時職に加え、勤務時間が短く安定した収入が得られないなど身分が不安定なことから勤続が長く経験の豊富な指導員が育ちにくいという課題があることを認識しております。本課題は全国的な課題でもあり適切な改善策が見出せないのが現状であります。このような状況でありますので運営上の課題の解決、保護者の方とのトラブルとかもございしますが、職場の環境の改善、情報の共有、研修への参加など指導員の働きやすい職場体制、環境を整えていくことが必要であると考えております。以上です。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番(安藝久美子議員) 確かになかなか時間も短いですし、賃金の安さも一緒になってなかなか仕事の、その指導員という力量を発揮するということとちょっと違うところがあると思います。やっぱり指導員としての力量が発揮できるような仕事の仕方もやはり勤務する人にとっては必要かと思えます。

現在は安芸市の臨時職員ですが、これからの扱い方はどのようになるのでしょうか。今までと変わらないということになるのでしょうか。資格も取って変わってくるとは思いますけれども、扱い方としてはもうあまり変わりがないのでしょうか、お伺いいたします。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

安芸学童、現在臨時職員という身分になりますが平成 27 年度につきましても市の直営という形で運営してまいりますので 27 年度につきましても本年度同様、臨時職員という身分と位置づけで

仕事をさせていただくことになります。以上でございます。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 安芸市の臨時職員については一月休まないかんとかいろんな問題が出てくると思いますので、ちょっとした改善をしていただきたいと私は思います。

次に学童指導員の退職、欠員した場合、その都度の募集や資格研修が必要になりますが、どのような考えでおいででしょうか、お伺いします。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

欠員等が生じた場合どのようにということですが、登録職員に欠員が生じる場合はもちろん適宜募集を行う必要がございます。なお、全職員が有資格者でなければならないということではなくて学童単位に、先ほども申しましたが最低有資格者を 1 名は配置しなければならないとなっておりますので、不測の事態等も見据えまして、職員採用時には有資格者を優先することを基本としております。また、応募状況にもよりますが、資質向上のためにも有資格者を 3 名は配置していきたいという方針も持っております。また研修につきましては高知県が実施する研修に適宜参加させることとなりますが、資格条件の 1 つであります研修につきましては、先ほども言いましたように条例附則で 32 年 3 月 31 日までに修了することを予定している者を含むと規定しておりますので、その期間に計画性を持って研修に参加をさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） きちっとした計画を持って進めていただきたいと思います。

学童保育の指導員をやめられた方の悩みをお聞きをいたしました。係長もいない、主任もいない、横並びの臨時職員ばかりの構成の中で保護者に現場での対応を聞かれたときや指導員の裁量を問われたときかなえてあげられないもどかしさがあったようです。学童保育の質の向上を願った指導員としての感じだと思います。このような状況についてどのように思いますか、お伺いをいたします。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

先ほども申しましたように安芸学童保育所の指導員の皆様の身分につきましては臨時職員という身分でございます。現在の組織体制では正職員を現場へ配置することは困難でありますし、また臨時職員に職階を敷くのも困難で実際、現状あります。現場の指導員の方々には不愉快な思いをさせることもあろうかとも思いますが、できるだけ現場に足を運び状況把握と情報の共有を図ってまいりたいと考えます。このような課題もありますことから、将来的にはやはり団体等への業務委託、また指定管理者による管理に向けて検討をしていく必要があろうかと考えております。

以上でございます。

○尾原進一議長 12 番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 指定管理者の話まで出てきましたのでちょっと、そのことについては後というか、質問もしたいと思います。

現場と役所の乖離があるのは当たり前のことですが、指導員の資格も取ったりする中で質の向上をあわせて現場で対応できるシステムになっていけたらいいと思いますが、この点について先ほど答弁いただきましたのでいいです。

次に、土居地区において質問をいたしますが、さらに31年度までに新たに子供居場所づくり、放課後子ども教室推進事業を計画がされていますが、昨年できた土居学童保育所を脅かすことにはならないでしょうか、お伺いをいたします。

○尾原進一議長 生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長。

○小松幸宏生涯学習課長兼女性の家館長兼図書館長 お答えいたします。

土居学童保育所を放課後子ども教室が脅かすことにならないかということでございますが、初めに学童保育と放課後子ども教室について簡単に御説明をさせていただきますと、学童保育は小学校1年から6年生までの共働き家庭等の児童に安心安全な居場所を確保するものでありまして、放課後子ども教室は全ての子供を対象として安全で安心な子供の活動拠点、居場所を設け地域の方々の参画を得て子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進するものであります。このように学童保育所は放課後児童の居場所の確保でありまして、放課後子ども教室は次代を担う人材の育成のための環境整備ということが主たる目的となりまして、それぞれ目的が異なります。また、国のほうも学童保育と子ども教室の一体的または連携しての実施を推進しておりますので、1校区に両方ができたからといって議員御指摘のようなことにはならないと考えております。以上でございます。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 子ども教室と学童保育所で子供たちを育成するに当たっては大変必要な事業でありますので進めていっていただきたいと思います。以上で1番については終わります。

次に2番目の学校給食についてお伺いをいたします。学校給食センターの食材を地産地消で地域活性化につなげるように行政主導の対応ができないかということについて質問をいたします。

いよいよ学校給食が始まろうとしているところです。現在、自校方式で行っている給食の実情はどうなっているのかお伺いをいたします。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 お答えいたします。

まず自校方式で3校現在実施をしております。地産地消の状況でございますが、お米は100%安芸産のコシヒカリを調達しています。また野菜類についても可能な限り県内産等を優先して使用するという方向で地元商店等が発注をして調達をしているという状況になっております。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12 番（安藝久美子議員） 地産地消でしているということですが、このことについて1つ御

質問をさせてください。どこがいわゆる、学校が食材を注文しているのか、そのことについてお伺いをいたします。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 お答えいたします。

自校3校につきましては各学校が食材の調達、発注をしております。自校の今3校やっている現状で構いませんか。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番(安藝久美子議員) 小さい学校ですので、小さいいうても100人おるところもありますので食材の供給についてはやっぱり地元のものを使えばそれだけ潤ってくるところです。

次にそしたら質問をいたします。以前に地産地消について質問をいたしましたが、一、二年前から取り組んでほしいと要望してきたところです。この前、あき病院から農家の方にこんな野菜、例えばキュウリが欲しいので出してくれる人を募集しているということをお聞きをいたしました。このように出すところがあれば生産者の意欲が違ってくると思います。安芸市で供給できるものにはどんなものがあると考えておいででしょうか、お伺いをいたします。

○尾原進一議長 農林課長兼農業委員会事務局長。

○国藤実成農林課長兼農業委員会事務局長 お答えをいたします。

J A土佐あきからの仕入れという前提で申し上げますと、米、ナス、ピーマン、オクラ、シシトウ、アスパラガス、ミョウガ、ユズといった品目の納入が可能かと思っております。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番(安藝久美子議員) 安芸市の農産物が今挙げられました。でも給食にはいろいろとほかの食材も必要になってきます。そこでお伺いをいたしますけれども、給食の食材については安心安全なものを使ってほしいと思うのは当然であります。初めての取り組む中で問題になることがありますか。お伺いをいたします。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 お答えいたします。

食材供給に当たっては少量多品目になりますので、まず学校給食における食中毒を防止し安全な学校給食を実施する観点から学校給食に使用する食材につきましては学校給食衛生管理基準の徹底に努めなければなりません。そのためには定期的に原材料等においてクリアしなければいけないあらゆる検査等がございます。例えばO157、大腸菌、残留農薬等の検査が義務づけられていますことから生産者や食材供給先はもちろんのことセンター内の衛生管理についても細心の注意を払っていく必要があると考えております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番(安藝久美子議員) 問題点はいろいろおっしゃいましたけど、食中毒の中でもO157とかいろいろ問題視をされてきました。やはり大事な点だと思います。また、農家の方がつくっているのには残留農薬の検査がされていると思います。家庭的な農園でつくるものに対しては検

査ありませんので、そこら辺はこれからの作物をつくる皆さんの考え方の中にも入ってくると
思いますが、地産地消を推進をしていただきたいので再度質問をいたします。

耕作放棄地での生産は、ほかの品目に対してです、可能であるのかお伺いをいたします。

○尾原進一議長 農林課長兼農業委員会事務局長。

○国藤実成農林課長兼農業委員会事務局長 お答えをいたします。

よく耕作放棄地の利活用の御質問をいただくわけですが、一般論としまして営農条件の悪い、例えば車が行かないとか水利が悪いとか、そういう条件の悪いところから耕作放棄地が進む傾向がございまして、そうした耕作放棄地でも構わないという御了解のもと耕作放棄地でも学校給食向けの野菜をつくりたいという方がおられましたら農林課としても仲介、あっせんはいたしてまいりたいと、そのように考えております。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 今課長おっしゃられたのは品目によってそういうものがあればというような感じで受け取ることができました。

次に、香南市では学校給食用の野菜をつくる生産者組合ができています。活性化には生産者への意欲づくりがなくてはなりません。徳島の上勝町の葉っぱが最近では海外進出まで発展をし高齢者でも大きな収入を得られるまでになっています。でも初めから何もうまくいったわけではありません。地産地消の考え方をもとに季節にできるものをつくってもらい、今生産されている方たち、これからの生産者に呼びかけるシステムづくりは行政主導ではできないものかをお伺いをいたします。

○尾原進一議長 教育次長兼学校教育課長。

○藤田剛志教育次長兼学校教育課長 お答えいたします。

議員からの御提案のあったことを含めまして今後は近隣の市町村等の状況も参考にしながら本市の生産者等が安定供給できる品目等についても調査を重ねまして安全でおいしい給食の供給システム等の検討をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 学校課長はシステム化づくりに検討するとおっしゃいました。これが安芸市のほかの品目、ハウスでつくっているものだけではなく給食へ使えるものがふえれば農作物の農業の活性化につながっていくと私は思いますが、市長にお伺いいたします。今まで市長にと言っても答えてくれなかった議員いっぱいおいでます。学校課長のときから学校給食を初め取り組んできたと思いますが、やはり食材づくり、農家の方、そして収入をふやす、その点ではやはり活性化につながると私は思います。また学校給食は持続していくわけですから、そのことについて、活性化についての御意見をお伺いしたいと思います。

○尾原進一議長 市長。

○横山幾夫市長 お答えいたします。

地産地消の活性化ということでございますか。大量の食材が必要といたしますか、使用すること

になりますので、第一は安定的な供給は可能かどうかというのが一番になってくると思います。それを確保するためには、それをつくる方との話が一番重要ではないかと思っております。自分のことを言っているのかどうか分かりませんが、私以前小学校のPTAをやっているときに実は、先ほどお話がありました安芸市のコシヒカリを導入するとき私それへちょっとかかわっておりまして、地元の米を導入するだけでも1年半ぐらいちょっと農家の方と話をしながら苦労した記憶がございます。というのは災害とかそういうときに学校へ出すと、その農家の方が約束して万一のことがあったらそこまで責任はよう持たないという意見を結構直接お聞きしましたので。その中へ現在もそうだと思いますが、JAが入ってくれてまして安定的な供給が今3校はできているというのが状況でありますので、米以外でも地産地消というそれを使うのが一番いいんですが、一定のそういう安定的な供給ができることを組合ではないですが、そういう組織がつくれたらそういう形でやっていけたらというふうには思っております。突然の指名ですので、考えがちょっと十分ではございませんが、そういう思いであります。

○尾原進一議長 12番 安藝久美子議員。

○12番（安藝久美子議員） 無理やり御答弁をいただきました。

給食については安心安全な、また農家の作物をつくる安定供給のためには一生懸命に行政主導で進めていただきたい、そのことをお願いをいたしまして質問を終わります。

○尾原進一議長 以上で12番安藝久美子議員の一般質問は終結いたしました。

お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度にとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○尾原進一議長 御異議なしと認めます。よって本日の一般質問はこの程度にとどめることとし、明日午前10時再開いたします。

本日はこれをもって延会いたします。

延会 午後3時25分